

Corynebacterium glutamicum により生産された塩酸 L-ヒスチジンを有効成分とする飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年10月19日～令和4年11月17日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 4通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>「<i>Corynebacterium glutamicum</i> により生産された塩酸 L-ヒスチジン」</p> <p>「<i>Corynebacterium glutamicum</i>」もカタカナで記載してほしい。</p> <p>コリネバクテリウム・グルタミクムのほうが分かりやすいか？カタカナで記載することはできないなら、逆に「塩酸 L-ヒスチジン」もアルファベットで記載してほしい。</p> <p>正しくは L-ヒスチジン一塩酸塩一水和物であり、「塩酸 L-ヒスチジン」は旧名称ではないのか？3 ページには「L-ヒスチジン一塩酸塩一水和物（塩酸 L-ヒスチジン）」と書いてあるのに、タイトルにはなぜカッコ内の塩酸 L-ヒスチジンのほうを持ってくるのか？</p> <p>L-ヒスチジン一塩酸塩一水和物を短くして、塩酸 L-ヒスチジンと表しているわけではなく、名称が変わったのではないのか？短縮前と短縮後の名称なのか、新名称と旧名称なのか、どちらの意味か？「<i>Corynebacterium glutamicum</i>」だけ傾いた書体で記載されているし、色んな意味で分かりにくい。</p>	<p>「<i>Corynebacterium glutamicum</i>」の記載については、原著の表記を引用しました。</p> <p>細菌学名は、通常、国際原核生物命名規約に基づく名称を、斜体で記載します。</p> <p>今回、農林水産省から「塩酸 L-ヒスチジン」について、飼料添加物の指定及び飼料添加物の基準及び規格を設定することについて食品健康影響評価要請があったことから、評価対象物質は「塩酸 L-ヒスチジン」と表記しています。</p> <p>「塩酸 L-ヒスチジン」は他の飼料添加物の表記にならった名称であり、農林水産省における本飼料添加物に係る審議において、化学名である「L-ヒスチジン一塩酸塩一水和物」を記載するよう指摘があったことから評価要請者の提出資料には両名称が並記されております。このことから、本評価書においても「塩酸 L-ヒスチジン」の化学名として「L-ヒスチジン一塩酸塩一水和物」を並記しています。</p>
2	<p>原体の製造方法をみると自然界に存在しない不自然な方法で作られてるため、短期的な結果はなくとも長期的には必ず人体への影響が出てくると考えられる。</p> <p>資料にある文章を読む限りでは安全性が明らかというには実証不十分であり、論文「粉飼料および低魚粉飼料へのヒスチジン添加がブリ稚魚の飼育成績 および組織の遊離アミノ酸組成に及ぼす影響」では、ヒスチジンの効果自体限定的で根本的に栄養価を改善するものではない、とあります。</p> <p>効果の程に疑問が残ら一方、安全性が不確定である添加物について新たに認めるのはやめるべきです。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本飼料添加物を「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針（令和3年5月18日食品安全委員会決定）」に基づき評価を行った結果、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。本飼料添加物の効果に関するご意見は、リスク管理に係るものと考えられること</p>

	<p>万一、通るとしたら、これで後々に健康被害が認められたら国はどう責任を取るのかをあわせて公表いただきたい。</p>	<p>から、リスク管理機関である農林水産省にお伝えします。</p>
3	<p>食品以外の形（添加物やサプリ等）でアミノ酸を摂ると、花粉症になりやすい（摂るのをやめると花粉症が治る）らしいですが、直接健康を損なうことがないと言われているアミノ酸でも、添加物の形で家畜に取らせても、バランスが崩れる様に思われますが、その辺のチェックはされているのでしょうか？</p> <p>また、参照資料22のうち14が申請者提出資料で、しかも9は非公表というのも問題です。</p>	<p>本飼料添加物を「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針（令和3年5月18日食品安全委員会決定）」に基づき評価を行った結果、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。</p> <p>参照資料について、食品健康影響評価は、原則として評価要請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見及び海外での評価結果等を踏まえ、資料内容について確認したい又は疑義が生じた場合には、評価要請者に説明や資料の再提出を求めています。</p> <p>また、食品安全委員会の審議において、評価のために必要な科学的知見が不足していると判断された場合には、追加試験の実施や新たなデータを含め評価に必要な知見の提出を評価要請者に求めています。</p> <p>なお、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日内閣府食品安全委員会決定）に基づき、「企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある」ことから、一部参照資料については、非公表としています。</p>
4	<p>基本としては害は無いのではないかと考えられるのであるが、ヒスチジンはヒスタミンの生成元であるので市井に一般に出回る事について危惧する。</p> <p>使用する場合については物品が適切に管理するようにされ、また成果物のヒスチジン・ヒスタミンの量及び周辺環境についての状況確認が行われるようにするのが望ましいのではないかと考える。</p>	<p>ヒスチジンはヒスタミンの前駆体であり、とくに魚肉はヒスチジンを高濃度に含有するとされていますが、魚類でのヒスタミン生成には、魚の保存時間、温度、pH、衛生状態、発酵食品としての培養など多くの要因が関連しており、FAOは、適正な時間と温度そして生産物の保存可能時間を考慮すると、サケ類でのヒスタミン産生濃度を以てヒスタミン食中毒を生じさせるとは考えにくいとしています。</p> <p>本飼料添加物の使用に関するご意見は、リスク管理に関係するものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省にお伝えします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。